

入院のご案内



滋賀県立総合病院

Shiga General Hospital



滋賀県立総合病院基本方針



理 念

心のふれあいを大切にして
安全で質の高い医療福祉を創生し提供する



指 針

- ① 県民とともに健康の回復・保持・増進に寄与する。
- ② 高度医療および全県型医療を展開する。
- ③ 将来の医療福祉を追求し実践へと発展させる。



滋賀県立総合病院は、医学生・看護学生および医療技術学生等の、臨床研修指定病院・実習協力病院です。

研修医・看護実習生等が、臨床実習・臨床研修の一環として、診療行為に加わる場合がありますが、次世代を担う医療人育成のため、ご理解のうえご協力をお願いいたします。

入院当日の手続き

入院日 月 日 時 分頃

(入院日が未定の場合、別途、病棟看護師長から、入院日を連絡させていただきます。)

場 所…新館1階「入院支援センター」(26ページの拡大図を参照してください。)

手続きのために持参いただく物

保険証 (確認後お返しします)、**診察券** (入院期間中はお預かりします)、**入院保証書兼誓約書**、
限度額適用認定証、社会福祉等関係法令に基づく医療券、印鑑など

※**赤文字**は必ずお持ちください。それ以外のものは必要に応じてお持ち願います

入院当日の流れ

1. 入院支援センター [12A]までお越しいただき、入口付近に備え付けの「診察券入れ」に診察券を入れてお待ちください。
2. 順番が来ましたらお名前をお呼びしますので、窓口にて入院の事務手続きを行います。
3. 病棟に上がられた後、薬剤師によるお薬の確認(薬剤問診)を行います。

※入院日の変更や取り消しを希望される場合は、必ず事前にご連絡ください。

※入院期間中に、保険証などの内容に変更が生じた場合は、病棟事務員までお申し出ください。

入院支援センター 077-582-5031 内線 4148



入院に必要なもの

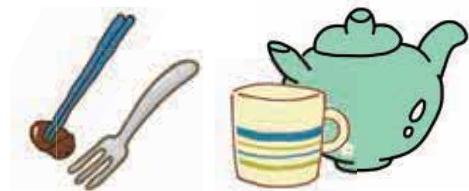


日用品

- 洗面用具（洗顔料、歯磨き・歯ブラシ等）
- 不織布マスク
- ティッシュペーパー
- 履き慣れた運動靴 ※P17-18参照
- イヤホン ※テレビ等をご利用の場合

食器類

- おはしやスプーン ※収納する箱等
- 湯呑みやコップ
- 水筒または小さな急須



衣類

- ねまき（パジャマ）
- 下着
- タオル、バスタオルなど
- ゴム底運動靴



必要書類

- 現在服用されているお薬があれば、そのお薬（他院処方、目薬、インスリンなど）。※**お薬手帳**やお薬の説明書があれば、併せてご持参ください。
- 入院に必要な書類
- 外来診察や検査などの予約票。
- 外来診察時などで入院の持ち物として指示のあったもの。



持ち込みなどの注意事項



- ・盗難防止のために貴重品の持ち込みはできる限りご遠慮願います。また入院中の貴重品は鍵付きの簡易金庫にて保管してください。病室を離れる際には、必ず施錠し、鍵を身につけてください。（新館1階には滋賀銀行のATMがございます。）
- ・刃物（ナイフ、カッター、はさみ、カミソリ）など危険なものおよびマッチ、ライターなどの火気類の持ち込みは、原則として禁止しております。
- ・据え置き型の電気製品や寝具類等の持ち込みは、原則としてお断りしております。（冷蔵庫とプリペイドカード式のテレビおよびブルーレイディスクプレーヤーは病室内に備えております。）
- ・携帯電話（スマートフォン）・タブレット型PC等による通信は、エレベーターホールなど所定の使用区域内でお願いしております。
- ・荷物は、収納の関係上、最小限でお願いします。

お食事について

- ・お食事は治療の一環になっておりますので、食事や飲み物など持ち込まれる場合は必ず主治医や担当職員にご相談ください。
- ・食品アレルギーのある方は必ずお申し出ください。
- ・食事時間は朝食8時、昼食12時、夕食18時を基本にして提供しています(調理作業の都合によりずれる場合があります)。
- ・主食の変更や飲み物など変更できます(食事内容により変更できない場合があります)。
- ・お箸やスプーン、湯飲みなどご持参されたものについてはお名前をご記入いただく等各個人での管理をお願いします。また食事と一緒に下膳されることのないようお願いします。
- ・入院中あるいは退院後の食事に関して栄養食事指導のご希望がありましたら、主治医にご相談ください。

お茶について

茶殻などによる感染予防のため、給茶機は設置しておりません。
お湯とお水の出るウォーターサーバーを設置しております、ティーバッグをご用意いただけ
か、売店や自動販売機のご利用をお願いします。

冷蔵庫・テレビ・インターネットについて

- ・ベッドサイドに、冷蔵庫(無料)とプリペイド式のテレビ・ブルーレイディスクプレーヤーを備えた「床頭台(しょうとうだい)」をご用意しております。
- ・テレビの視聴にはイヤホンが必要となりますので、各自ご用意ください。
- ・プリペイドカード(「TVカード」1枚1,000円)ならびにイヤホン(300円)は、各病棟に設置されている自動販売機をご購入いただけます(プリペイドカードを購入された際には、必ず裏面に氏名を記入してください)。
- ・使い切らなかったTVカードの度数は、TVカード精算機で返金いたします(設置場所等は24ページ「TVカード精算機」を参照してください)。
「病院案内(無料放送)」を、病院内自主放送チャンネルで常時放送しておりますので、入院時にご覧ください。
- ・新館1階および2階の一部エリアに公衆無線LANを設置しております。接続機器および利用可能プロバイダに制限がありますので、詳細をお知りになりたい方は、入院窓口または各病棟に設置しております説明チラシをご確認ください。なお、有線 LAN 用の情報コンセントは設置しておりませんので、ご了承ください。



面会および病棟の立入制限



感染防止のため、面会および病棟への立ち入りを制限しています。

患者さん・ご家族等の面会および病棟への立ち入りについては、以下のとおりです。
皆様のご協力をお願いします。

1. 面会時間

- ◇ 平日 14:00 ~ 19:00
- ◇ 土日祝休日 14:00 ~ 17:00

2. 面会される方

- ◇ 同時に2人まででお願いします。
- ◇ 16歳以上の方とさせていただきます。
- ◇ 面会時は、マスクの着用と手指消毒の励行をお願いします。
- ◇ 37.5度を超える発熱がある方は面会をご遠慮ください。

3. 面会場所

- ◇ 各病棟のラウンジにてお願いします。
- ◇ 個室利用の方に限り、個室内での面会は可能です。
- ◇ 荷物の搬入等がある場合に限り、病室にも入室いただけます。

4. 面会時間

- ◇ 30分以内でお願いします（個室を除く）。

5. 面会方法

- ① 1階エレベーター前で「記録カード」に記入
- ② 警備員に「記録カード」を渡し、「面会許可証」を受け取る
- ③ 病棟へ向かう
- ④ スタッフステーションで「面会許可証」を提示し、訪問の旨を伝える
- ⑤ 帰りに「面会許可証」を1階で返却する

外出・外泊

原則として外出・外泊は禁止しています。
ただし、外出・外泊については、医師の特別な許可があるときに限り、認められる場合があります。

入院患者さんのご家族等の感染対策

入院患者さんのご家族など、病院へ出入りする可能性のある方は、日頃より感染対策を行うとともに健康に留意し、体調に問題がある場合は、医師の診察を受けてください。

- ・手指衛生など基本的な感染対策を徹底してください。
- ・院内や病棟に出入りする際は、手洗いや手指消毒を行ってください。
- ・原則院内ではマスクを着用してください。
- ・ご用件が済みましたら、速やかにお帰りください。
- ・来院してから発熱等の症状が現われた場合は、ご帰宅頂くか医療機関へ受診してください。
- ・毎日の体温測定等の健康管理を行い、体調に問題がある場合は医療機関に受診してください。

病室



病室は、4人室と有料個室がございます。なお、やむを得ない状況により、部屋の移動をお願いする場合がございますので、ご了承ください。

有料個室を希望される方は、あらかじめ主治医、病棟看護師長等までご相談願います。

※状況により、ご希望に添えない場合がございますので、その旨ご了承いただきますようお願いします。

区分	室料差額 (1日あたりの額) ※	設備							その他
		床頭台 ※	ロッカーアイコン	洗面台	衣装箪笥	トイレ	浴室	電話 ※	
新館	特別室	17,600円	○	○	○	○	○	○	応接セット(机1、椅子2)、整理棚、机、スタンド
	個室	8,200円	○	○	○	△	△		△ユニットバス(トイレ+シャワー)、応接セット(机1、椅子2)
	緩和ケア 病棟個室	8,800円	○	○	○	△	△	○	△ユニットバス(トイレ+シャワー)、付添ベッド兼応接セット(机1、椅子1)
	緩和ケア 病棟個室	7,700円	○	○	○	○		○	付添ベッド兼応接セット(机1、椅子1)

※「床頭台」の装備内容:冷蔵庫(無料)、プリペイドカード式のテレビ、ブルーレイディスクプレーヤー(DVD再生可)

※電話はテレビと同じプリペイドカードで使用できます

※室料差額の計算に当たっては、健康保険の定めにより、入院した日および退院した日も1日として計算します

(ホテル等の宿泊費用の計算方法とは異なり、2泊3日の入院であれば3日分の室料差額を請求します)

寝具



シーツやカバー類は週一回交換いたします。

なお、汚れた際は、隨時お申し出ください。

毛布や布団等寝具類の持ち込みは、ご遠慮ください。

付き添い

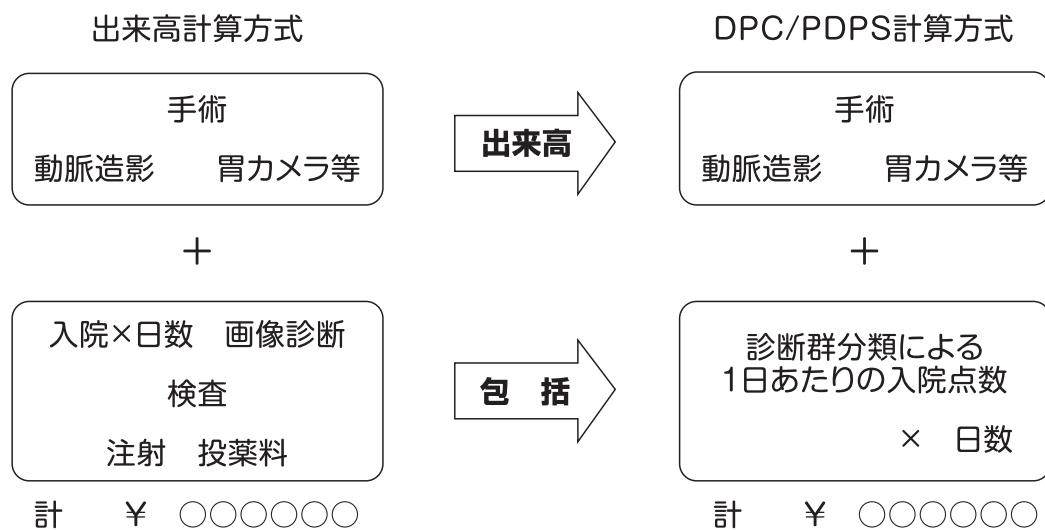
付き添いについては、原則お断りさせていただいております。やむを得ず付き添いを希望される場合は病棟看護師長までご相談ください。付き添いの方の使用する寝具は、実費により病院でご用意いたします。なお、付き添いの方の使用する寝具の持ち込みはお断りしております。

入院診療費の支払い

1. 毎月の入院診療費は、概ね翌月11日頃および、退院時に請求させていただきます。請求書は病室までお届けします。
2. お支払いについては、新館1階会計窓口と自動支払機で、平日午前8時30分～午後5時15分の間で取り扱っておりますので、請求書記載の納入期限までに必ずお支払い願います。また、クレジットカードでのお支払いも可能ですので、ご利用については会計窓口でお申し出ください。
3. 領収書は、高額療養費支給申請や所得税の医療費控除申請をするときなどに必要になります。再発行はいたしかねますので、大切に保管してください。
4. 当院では、厚生労働省認定の「入院医療の包括評価」対象病院として、「包括評価（通称：DPC/PDPS）」方式により入院診療費の算定を行っています（月をまたいで入院されますと、診断群分類番号の変更により、入院診療費の変更が生じる場合があります。）。
5. ご不明な点がございましたら、お支払い前に病棟事務員までお尋ねください。
6. 医療費についての相談は、あらかじめ総合受付または新館1階12Bの窓口までお申し出ください。

包括評価(DPC/PDPS)とは

「DPC/PDPS」とは、病名や診療内容に応じて、定められた診断群分類によって、1日あたりの点数で入院診療費を計算する方法で、当院では厚生労働省承認のもと、平成18年6月よりDPC/PDPS計算を行っています。



- 従来の「出来高払い方式」による計算では、検査やお薬などの量によって医療費が計算されていましたが、「DPC/PDPS」による計算方式では、病名や処置等の内容に応じた1日当たりの定額の医療費を基本として全体の計算を行います。
- 手術などの医師の専門的な技術料については、これまで通りの「出来高払い方式」で医療費が計算され、入院にかかる費用は包括部分と出来高分を合わせたものになります。
- 一部負担金の支払方法や高額療養費の扱いは基本的に変わりません。
但し、入院後の症状や治療の内容によって診断群分類が変更になった場合には、医療費も変更されるため、退院時等に差額調整を行う場合があります。
- 患者さんの病名や治療内容によって包括評価の対象にならない場合は、従来通りの「出来高払い」となります。

高額療養費制度

1ヶ月(暦月)^{*}に医療機関で支払われた自己負担(室料差額や食事負担金等の保険外分は除く。)額が、一定の限度額を超えると超えた分を高額療養費として保険者^{*}への申請により、支給を受けることができます。

限度額適用認定証

入院時に「限度額適用認定証」を提示いただくと、入院診療費の高額療養費分の支払いが不要になり、自己負担限度額まで支払えば済みます。(対象とならない費用もありますので、ご留意ください。) 詳しくは、ご加入の「保険者^{*}」にご相談ください。

(限度額適用認定証の発行は保険者が行います。発行まで時間を要する場合もありますので、お早めの手続きをお勧めします。)

※暦月とは、各月の1日から月末までの期間であり、月をまたいで入院はそれぞれの月で限度額までの支払いが発生します。

※保険者とは、健康保険事業を運営するために保険料を徴収したり、保険給付を行ったりする運営主体(保険証をご参照ください。)

70歳未満の自己負担限度額の例

標準報酬月額	区分	自己負担限度額 【】内の額=過去12か月で4回目以降の月の自己負担限度額	食事負担金
83万円~	ア	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 【140,100円】	1食につき460円
53万~79万円	イ	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 【93,000円】	
28万~50万円	ウ	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 【44,400円】	
~26万円	エ	57,600円 【44,400円】	
住民税非課税世帯	オ	35,400円 【24,600円】	

70歳以上の
自己負担
限度額の例

	適用区分	自己負担限度額(世帯ごと)	食事負担金
現役並み	年収約1160万円～ 標準83万円以上 課税所得690万円以上	252,600円+ (医療費-842,000円)×1% 【多数回 140,100円※2】	1食につき460円
	年収約770万円～約1160万円 標準53～79万円 課税所得380万円以上	167,400円+ (医療費-558,000円)×1% 【多数回 93,000円※2】	
	年収約370万円～約770万円 標準28～50万円 課税所得145万円以上	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% 【多数回 44,400円※2】	
一般	年収156万円～約370万円 標準26万円以下 課税所得145万円未満（※1）	57,600円 【多数回 44,400円※2】	
住民税 非課税	II 住民税非課税世帯	24,600円	1食につき210円
	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	15,000円	1食につき100円

※1 世帯収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含みます。

※2 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

・医療費：保険点数×10円

・この表に掲載している自己負担限度額は、平成30年8月以降の額です。

・年齢にかかわらず市民税非課税の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が別に必要です。

消灯時刻

午後10時～翌朝6時までが消灯時間となっています。

電話

患者さんへの電話は、原則としてお取り次ぎしておりません。

携帯電話・PHS端末による通信は、エレベーターホールなど所定の使用区域内でお願いしております。

お名前の確認方法について

入院される患者さんには、患者さんの取違いがないように、お名前や血液型を記載したバンドを手首に装着していただいております。また、点滴や採血などの処置をさせていただく際には、お名前をフルネームで名乗っていただいております。ご協力をお願いします。



感染の防止



入院前の感染対策（入院前二週間程度）

- ・日頃から手洗いの週間をつけましょう。
- ・大人数での飲食や、イベントなどでの大勢の人と接する場所は避け、自宅で過ごすようにしましょう。
- ・マスクなしでの近距離での会話は感染のリスクが高まります。
同居者以外との食事はさけましょう。

入院中の感染対策

『こまめな手指消毒と手洗いについて』

- ・各種検査等で病室を出入りする際・食事やトイレの前後には必ず手指衛生にご協力ください。

『マスク着用について』

- ・病院内で人と会話する際は、必ずマスクを着用してください（不織布マスクをお勧めします）。

『感染症の早期発見へのご協力について』

- ・咳や咽頭痛、下痢、嘔気、皮膚の症状（発疹やかゆみ等）、眼の症状（眼脂やかゆみ等）を認める際は、お申し出ください。

入院される患者さんのご家族や面会者の感染対策

病棟外への移動は、できる限りお控えください。

同居のご家族が発熱等の体調不良時は、病院スタッフへお声かけください。

治療が困難な微生物が検出された場合には、各種感染対策を実施させていただくことがあります。

また、当院は院内感染対策に努めていますが、院内感染発生時には各種検査を行うことや病室外への移動の制限をさせていただく場合がございます。感染対策として、至らない点がある際はお声かけください。



院内感染防止へのご協力のお願い



この度の入院に関しましては、大変ご心配なことと思います。

一日でも早い回復を目指して、県立総合病院の職員一同、医療・ケアに努めてまいります。

さて、病院には新型コロナウイルス感染症に代表されるウイルスや細菌が持ち込まれることがあります。そのため、感染対策におきましては、私たち職員一同が適切に取り組んでまいりますが、患者さんやご家族の皆様も、手洗いやマスクを着用（必要時）し、自らも感染予防に努めていただきますよう、ご協力ををお願いいたします。

特にマスクについては、政府の指針により「個人の判断に委ねる（3月13日付から）」とありますが、病院内においては、抵抗力の弱い患者さんもおれますので、どなた様も装着いただきますよう、お願いいたします。

さらに、感染対策を実施していても、病院に持ち込まれる感染症（無症状や入院後に発症するケースもあります）が、知らない間に蔓延している可能性もございます。これにより、残念ながら感染してしまうリスクが少なからずありますことをご理解賜りますよう、お願いたします。

また、感染状況により、院内的一部で立ち入りを制限する場合があります。ご不便をおかけしますが、その際はご協力をお願いいたします。

がん治療や医療・福祉に関する相談窓口

ご相談内容の秘密は厳守いたしますので、安心してご利用ください（ご相談は無料です）。

がん相談支援センター】

がん相談支援センターでは、患者ご本人やご家族、あるいは地域の方々、医療・福祉・保健従事者からの、がんに関する質問・相談をお受けしています。「がんや治療について詳しく知りたい」「今後の治療やくらしのことが心配」「がんと言われ気持ちが落ちこんでつらい」「家族（本人）とどう話していいのかわからない」、というような「がん」に関する様々な相談に、国立がん研究センターによる専門研修を終えたがん専門相談員がお答えします。

- 相談方法 来訪・電話・メール
- 相談日時 月曜日～金曜日（祝日除く）9時～17時15分
- 連絡先 TEL：077-582-8141（直通） mail:gansoudan@mdc.med.shiga-pref.jp

【がん情報コーナー】

「がん情報コーナー」は、がんに関するさまざまな情報を提供するコーナーです。がん情報が検索できるインターネット端末、がんに関する各種ガイドライン、図書やパンフレット、ウィッグ等のアピアランス（外見）ケア情報など多数取り揃えています。また、設置しているテレビでは、がん情報のビデオ上映も行っています。どなたでも、どうぞお気軽にご利用下さい。

【医療・福祉相談係】

病気になると、さまざまな困りごとが起きてきます。医療・福祉相談係は、患者さんご本人やご家族の病気や怪我などに伴う社会的・経済的・心理的問題など、生活問題全般についてのご相談に、専門の相談員（看護師や社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士等）が対応いたします。

- 相談方法 来院・電話
- 相談日時 月曜日～金曜日（祝日除く）9時～17時15分
- 連絡先 TEL：077-582-8141（直通）

【治療と仕事の両立に関する相談】

就労関係の専門家（就職支援ナビゲーター・社会保険労務士・両立支援促進員）による、がん・肝炎・糖尿病などの疾病により長期療養しながら働きたい方ご本人およびご家族向けの仕事に関する相談を実施しています。

- ・ハローワーク草津就職支援ナビゲーター 每月第1・第3火曜日
 - ・社会保険労務士 每月第2火曜日
 - ・滋賀産業保健総合支援センター両立支援促進員 每月第4火曜日
- 場所 がん相談支援センターの面談室
●時間 毎週火曜日 13時30分～16時30分（3枠 おひとり1時間まで 事前予約制）
●連絡先 TEL：077-582-8141（直通） mail:gansoudan@mdc.med.shiga-pref.jp

【セカンドオピニオンについて】

ご希望される方は、病棟の職員、または、がん相談支援センター、医療・福祉相談係にご相談ください。

退院

当院は、緊急・重傷の患者さんに対して、高度で専門的な医療を提供する「急性期病院」の役割を担っています。その役割を果たすためには、当院での入院診療の目的を達成した患者さんには、早期に退院していただき、新たに急性期の治療や検査が必要な患者さんに対して、入院ベッドを提供する必要があります。そのため、急性期を過ぎて当院でしかできない治療や検査が終了した時点で、他の医療機関への転院やご自宅での療養をお願いしています。なお、ご希望の方には入院時より地域医療推進室が支援します。

当院が「急性期病院」として患者さんにとって最善の高度医療を提供し、地域医療に貢献できるよう、早期退院へのご理解とご協力を願います。

《退院時の留意事項》

1. 原則として午前10時にまでとなっています。
2. 入院診療費は、新館1階会計窓口または自動支払機（新館1階）でお支払いをお願いします。なお、土日等に退院される場合は、後日に会計窓口・自動支払機または銀行振込でお支払いをお願いします。
3. 退院日が決まりましたら、原則前日までに概算額をお知らせします。
お知らせしました診療費等、すべての費用をご精算のうえ、退院をお願いします。
4. 退院当日、退院のご準備が出来ましたら、病棟スタッフステーションにお立ち寄りください（お渡しするもの、お忘れものがないか等、確認しますのでご協力をお願いします）。

証明書・診断書等

診断書等を必要とされる患者さんは、お早めにスタッフステーションにお申し出ください。なお、退院後に申込みされる場合は、外来ブロックまでお申し出ください。

喫煙・飲酒

受動喫煙防止のため、建物および敷地内は全面禁煙しております。

また、入院中の飲酒はお断りします。皆様のご理解とご協力を願いいたします。

看護師による特定行為について

当院では、特定行為研修を修了した看護師が医師の判断を待たずに手順書（指示）により一定の診療の補助（特定行為）を実施しています。これは、高まる医療ニーズに応えるための国の施策によるものです。ご理解、ご協力を願いいたします。

当院の特定看護師は、下記のバッヂをつけています。

＜特定行為に関するご相談、お問い合わせ先＞

医療・福祉相談係 電話：077-582-8141(直通)



個人情報の保護

患者さんの個人情報につきましては、「患者さんの個人情報の取り扱いに関するお知らせ」(P21参照)による取り扱いとさせていただいております。

他の医療機関から紹介いただいた患者さんについては、病状の経過などを紹介元の医療機関に経過報告させていただくことがありますので、ご了承願います。

なお、紹介元の医療機関への経過報告を希望されない場合については、あらかじめお申し出いただきますようお願いします。

また、緊急やむを得ない場合、院内放送により患者さんをお呼びすることについて、ご了承いただきますよう併せてお願いします。

暴力行為・迷惑行為などの禁止について

暴力行為、迷惑行為などの禁止行為については固く禁止しております。また、患者さんに安全で快適な入院生活を送っていただくため、入院時には、入院保証書兼誓約書および誓約書内容確認書を記入していただきます。

●暴力行為、迷惑行為などの禁止

暴力行為(身体的暴力や言葉の暴力、器物破損など)、迷惑行為、恐喝、喫煙、飲酒、賭け事、無断外出および無断外泊など、秩序を乱す場合は即刻退院となり、今後の診療をお断りすることがあります。

●診療をお断りする場合について

他の入院患者さんや医療スタッフに対して、下記のような行為に及んだ場合、診療をお断りします。

- ① 身体的暴力 …… 殴る、蹴る、つねる、触る、刺すなど
- ② 言葉の暴力 …… 脅す、罵倒する、怒鳴る、大声を出す、暴言など
- ③ 迷惑行為 …… わいせつ行為、卑猥な言動など
- ④ その他正当な診療を行うことが困難な場合……飲酒などでコミュニケーションが取れないなど

●警察への通報について

患者さんやご家族、来院者などによる暴力や暴言などの威嚇行為での業務妨害を行った場合や、迷惑行為などにより、退去を要求したにもかかわらず退去しない場合は、警察へ通報します。

[入院中他院受診のご注意]

入院中に、保険扱いによる他の医療機関受診（お薬の処方も含みます）はできません。
以下のような場合で、他の病院や診療所の受診を希望される場合は、必ず主治医や看護師等病院スタッフへご相談ください。
万一、病院スタッフにご相談なく他の病院や診療所を受診された場合、その費用は健康保険の給付適用外（自費）になり、後日、遡って精算していただくこととなりますので、ご了承願います。

（以下のような場合は事前に主治医等にご相談ください）

- 入院中に「他の病院で処方された薬」が切れるのでもらいに行きたい
 - 入院中に「他の診療所の予約日」が来る など
- なお、この取り扱いは、医療保険だけでなく、介護保険についても同様ですので、外泊や外出時のグループホーム、デイサービス等の利用についても、ご注意ください。

患者・医療者パートナーシップ

「患者の権利に関するWMAリスボン宣言（世界医師会）」の精神のもと、滋賀県立総合病院の「患者さんの権利」を定めます。

患者さんの権利

- ・尊厳とプライバシーが守られる権利があります。
 - ・全ての個人情報について秘密が守られる権利があります。
 - ・安全で適切な医療を平等に受ける権利があります。
 - ・他の医療機関のセカンドオピニオンを求める権利があります。
 - ・受ける医療について自由な決定を行う権利があります。
 - ・意思に反する医療を拒否する権利があります。
- ただし、法が許容し倫理原則に合致する場合での例外的事例を除きます。
- ・医療情報を受ける権利と、治療に関して十分な説明を受ける権利があります。
 - ・健康教育を受ける権利があります。

患者さんへのお願い

患者さんとの信頼関係を大切にして医療を提供したいと考えています。患者さんはチーム医療の主役でもありますので、以下の事項をお守りください。

- ・正確な診断や治療方針が決定できるよう、健康状態に関する正確な情報を提供してください。
- ・治療上必要な指示や助言をお守りください。
- ・全ての患者さんが快適で適切な医療を受けられるように、病院のルール遵守にご協力ください。
- ・災害発生時には、病院職員の指示に従ってください。

職員へのお心付などは、固くお断りします

県立病院職員は、県民全体の奉仕者であり、一部の奉仕者ではないことを深く自覚して公平・公正な職務の遂行に心掛けております。

また、滋賀県職員倫理規程により、患者さんやご家族の方などから、お心付けなどを受け取ることが禁じられておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

医療における子ども憲章

1. 人として大切にされ、自分らしく生きる権利
2. 子どもにとって一番よいこと（子どもの最善の利益）を考えてもらう権利
3. 安心・安全な環境で生活する権利
4. 病院などで親や大切な人といっしょにいる権利
5. 必要なことを教えてもらい、自分の気持ち・希望・意見を伝える権利
6. 希望どおりにならなかったときに理由を説明してもらう権利
7. 差別されず、こころやからだを傷つけられない権利
8. 自分のことを勝手にだれかに言われない権利
9. 病気のときも遊んだり勉強したりする権利
10. 訓練を受けた専門的なスタッフから治療とケアを受ける権利
11. 今だけではなく将来も続けて医療やケアを受ける権利

これは、日本小児科学会がすべての子どもを対象に、医療を受ける際の権利として策定したものです。

当院ではこの憲章を念頭に子どもの診療にあたっています。

入院患者さんへ 転倒・転落防止のお願い

私たちの病院では患者さんに、快適で安全な入院生活を送っていただくために、生活環境を整備しながら事故防止に努めています。

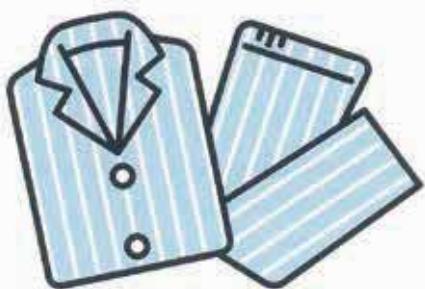
入院生活は、環境変化や、病状や治療による体力や運動機能の低下で、滑つたり転んだりすることがあり自宅と違った環境で生活することになります。

反対に、治療により今までできなかつたことができたり、行動範囲が拡大して転ぶことがあります。

ご家族の方も下記の内容に、ご協力いただきますようお願いいたします。

★運動靴など滑りにくいものをご使用ください。スリッパ・靴下だけで歩くなど滑りやすいものは避けてください。

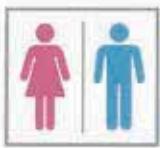
- ・濡れている床、転倒しやすい場所など、気づかれたらスタッフまでお知らせください。



★ねまきやパジャマの裾が長いと踏みつけで転ぶこともありますので、ご自身の身体にあった長さにしましょう。

★ベッドから降りるとき、身体の向きを変えるときは、バランスを崩しやすく転ぶことがありますので、しっかりとベッド柵につかまって行動してください。





★トイレに行く時、帰る時に転倒されることが多いです。

★昼間に寝てしまうと夜に眠れなくなります。日中はなるべく起きているようにしましょう。



- ・夜間など少しでも転倒の不安のある場合はナースコールを押してお知らせください。
- ・病気や治療により転倒しやすい場合もありますので遠慮なくナースコールを押してお知らせください。



★転倒・転落防止の啓発ビデオを院内無料放送チャンネルで放送していますのでご覧ください。



入院される患者さん、ご家族の方へ

これから入院生活が始まりますが、入院から退院まで、そして退院後も安心して過ごしていただけようお手伝いさせていただきます。

ささいなことでもかまいませんので、ご心配事があれば、病棟看護師・退院支援担当者にご相談ください。

入院された時

- ・入院前の生活についてお伺いいたします。
- ・退院後の生活についてのご希望をお伺いいたします。
- ・自宅での介護サービスなどの利用状況を確認させていただきます。

入院中

退院時に支援が必要と予測される方には、地域医療推進室 退院支援担当者が
ごあいさつに伺う場合があります

- ・初めて介護保険を利用する場合、介護保険の申請をしていただきます。
- ・既に介護保険を利用されている場合も、必要があれば再申請していただくことがあります。
- ・薬の管理や処置の方法についてご説明いたします。
- ・退院後、在宅サービスを利用される方で、病状などで連携が必要な場合は、退院前にご家族様・サービス担当者を交えて退院後の生活について話し合いをさせていただきます。

退院

かかりつけ医をお持ちください

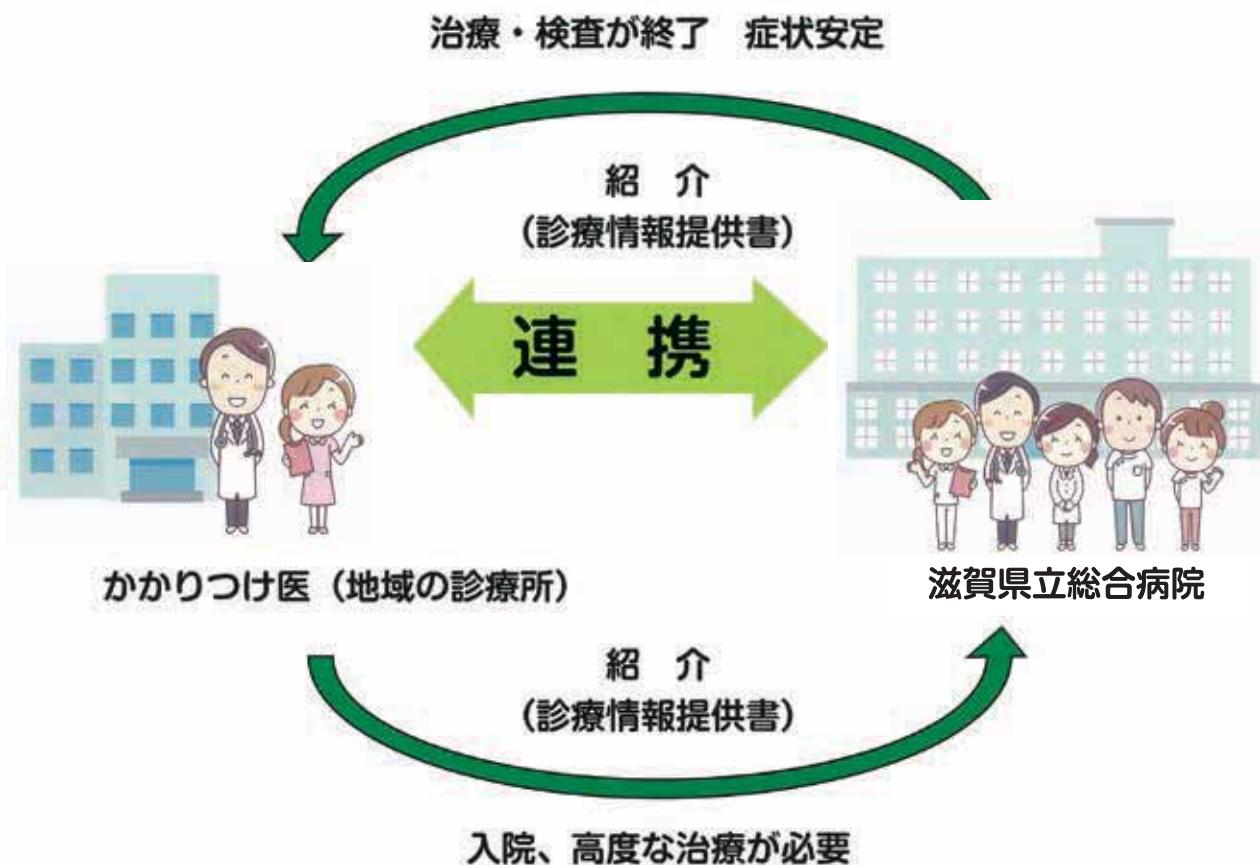
滋賀県立総合病院では、患者さんの効果的な治療や安心と利便性の向上のため、地域の「かかりつけ医」と当院の専門医師が連携した診療の提供を進めています。

「かかりつけ医」は、皆さんの身近な地域で、皆さんやご家族が、日常的に気軽に診察を受けたり健康について相談される医院・クリニックのことです。

まずは、「かかりつけ医」を受診していただき、専門的な検査や入院治療が必要な場合は、当院への紹介状（診療情報提供書）の作成と診察・検査の予約をしてもらって、当院で受診されることをお勧めします。

患者さんの症状が安定し当院を退院されるときに、診療経過を当院から報告しますので、「かかりつけ医」で診察を継続していただくことができます。「かかりつけ医」通院中でも、症状が変化した際には、当院を受診していただくことができます。

「かかりつけ医」をお探しの方は、お気軽に、当院の地域医療推進室までご相談ください。



患者さんの個人情報の取り扱いに関するお知らせ

当院では、平成7年から「滋賀県個人情報保護条例」に基づき、患者さんの個人情報保護に積極的に取り組んでいます。また、平成17年4月からの個人情報保護法の趣旨も取り入れ、今まで以上に万全を期してまいります。なお、法の趣旨から当院での個人情報の利用目的を以下のとおり公表します。

I 院内の利用

1. 患者さんへ提供する医療サービスを安全確実に行えるよう利用させていただきます。
2. 医療保険事務のため利用いたします。
3. 患者さんにかかる次の管理運営業務のため利用いたします。
 - ・入退院時の病棟管理、会計・経理、医療事故等の報告
 - ・患者さんの医療サービスの向上
4. 院内医療実習への協力のために利用することがあります。
5. 医療の質の向上を目的とした院内の症例研究に利用させていただきます。
6. 院内がん登録事業および滋賀県の地域がん登録事業への協力のため利用いたします。

II 院外への情報提供としての利用

1. 患者さんへ提供する医療サービスとして次のように利用させていただきます。
 - ・患者さんが他の病院・診療所・薬局等を利用される場合の情報提供ならびに照会への回答
 - ・患者さんの診療を行うにあたって外部の医師等から意見・助言を求める場合
 - ・検体検査等の外部機関への委託、ご家族への病状説明
 - ・医療・介護関係者や地域関係者等の連携

2. 医療保険事務に利用いたします。

- ・保険事務の委託、審査支払機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払機関または保険者からの照会への回答
 - ・審査支払機関または保険者への照会
3. 事業者等からの委託を受けて健康診断等を行った場合に、事業者等へのその結果を通知いたします。
 4. 医師賠償責任保険などにかかる、医療に関する専門の団体や保険会社等への相談または届出等に利用いたします。
 5. 医療の質の向上を目的とした院外の症例研究に利用させていただく場合があります。
 6. 公衆衛生の向上およびがん検診の精度管理を目的とした院外の症例研究に利用させていただく場合があります。

III その他の利用

1. 医療サービスや業務の維持改善のための基礎資料として利用させていただきます。
2. 外部監査機関への情報提供として利用させていただく場合があります。
3. 都道府県がん診療連携拠点病院事業の実施に伴い、利用させていただく場合があります。
4. 個人情報保護条例の実施に伴う県への協議、報告に利用いたします。

患者さんへ

1. 上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨を各担当窓口までお申し出ください。
2. お申し出がないものについては、同意していただいたものとして取り扱わせていただきます。
3. お申し出は、あとからいつでも撤回・変更をすることができます。
4. 上記以外に個人情報を利用させていただく場合は、患者さんの同意をいただくこととします。
5. 個人情報の開示・訂正のお申し出、その他個人情報の取扱いについてのご不明な点は総務課までお問い合わせください。

 駐車場 

1. 入院中の駐車利用は、ご遠慮ください。

- ・やむを得ず駐車を希望される場合は、防災センターまたは守衛室までお申し出ください。※この場合、総合駐車場（無料）に駐車していただいております。

2. 駐車料金

(1) 有料駐車場と無料の駐車場があります。

- ・第1、第2、第3駐車場は有料、総合駐車場は無料です。（P26病院案内図参照）

(2) 駐車場使用料（第1～3駐車場）

2時間まで200円（1時間までは無料）

以降1時間ごと 100円増 ※8時間を超える場合は800円（1日につき）

（注）上記のとおり入院中の駐車場利用はご遠慮いただいておりますが、もし駐車された場合、例えば、10日間の入院期間中継続して駐車された場合、使用料は、800円 ×（10日－入院日および退院日）=6,400円となります。

なお、「1日」とは、午前0時までとなり、それ以降は新たに料金が発生します。

(3) 無料で使用できる場合、および駐車券無料化の方法

入院患者さんとそのご家族等が駐車場を使用される場合、次の場合に限り無料で駐車場をご利用できます。

- ・入院日および退院日の送迎（入院患者さん1人1台に限ります。）
- ・病状説明や手術の立会のため、当院がご家族等に来院を求めた場合（入院患者さん1人1台に限ります。）

〔駐車券無料化の方法〕

- ・「駐車場使用料無料化依頼書（入院患者用）」に病棟、病室および氏名をご記入の上、駐車券とともに守衛室または総合会計に提出し無料化処理を受けてください。
- ・「駐車場使用料無料化依頼書（入院患者用）」の用紙は、入院予約時にお渡しします。
（注）緊急入院などのため用紙をお渡しできていない場合や、入院期間中に手術の立会が複数回あるなどのため入院当初にお渡しした枚数が不足する場合は、スタッフステーションまでお申し出ください。

- ・平日（外来診療日）8:00～17:00

※上記以外の時間は、時間外入口をご利用願います。

- ・休診日（土・日・祝日等）終日………「時間外入口」をご利用下さい。

転倒・転落防止へのご協力とお願い及び当院の対策について

当院では、転倒・転落の危険性があると判断した患者さんには、環境を整備しながら転倒・転落を未然に防止するように十分注意しています。しかし、入院生活では、おうちでの生活とは異なるため、思いもかけない転倒・転落事故が起こる場合があります。

人感式センサーマットは、マットにつまずき転倒する危険性があることと、患者さんへの間接的な身体拘束にもつながりかねません。

さらに、転倒転落防止に対する科学的な根拠はなく、転倒転落を避けることはできません。以上のことより当院では転倒転落防止の目的として人感式センサーマットは、使用しておりませんが、万一、転倒転落されても、被害を最小限におさえられるよう、必要に応じて衝撃吸収マットを設置します。

安心して入院生活を送っていただくために職員は転倒転落予防のために入院環境の整備に努めて参りますが、患者さんご自身も転ばないようにくれぐれもご注意いただき、患者さん・ご家族のご協力をお願い致します。

なお、ご不明な点がございましたら遠慮なく職員にご相談ください。

滋賀県立総合病院



病院内の設備

病院内には、次のような設備がございます。



展望レストラン(bien mall)

新館11階 午前11:00～午後3:00

※ラストオーダーは閉店30分前
(土・日・祝日 休業)

マスク販売機

新館1階外來ロビー

新館1階東入口横 新館1階西入口横
時間外入口横

※マスクは売店でも販売しています。

売店(Green Leaves mall)

新館1階 午前7:00～午後7:00

(土・日・祝日 午前7:00～午後5:00)
※TVカードは販売していません。(各病棟に販売機を設置しています。)

コインランドリー

新館11階・新館B病棟8階

午前6:00～午後8:00

カフェ(CAFE CORE)

新館1階 午前8:00～午後5:00

(土・日・祝日 休業)

理容室

新館11階

水曜日・金曜日 午前9:30～

新聞販売機

新館1階 売店横自動販売機コーナー

家族待機室

新館3階 (手術を受ける患者さんやICU入室患者さんの家族の方々、麻酔科受診の患者さん等)

公衆電話

各病棟(10階A病棟を除く)、新館1階

ATM(滋賀銀行)

新館1階 平日 午前9:00～午後6:00

土曜 午前9:00～午後5:00

(日曜・祝日は休止しています。)

TVカード販売機

各病棟食堂・新館1階エレベーター前

※床頭台のテレビならびに電話(一部の個室)・ランドリーに利用できます。(床頭台については4ページ「冷蔵庫・テレビ・インターネットについて」を参照してください。)

※退院時には、カードの精算を済ませてください。

※売店では販売していません。

両替機

新館1階(100円→10円)

TVカード精算機

新館1階自動支払機横

※精算時には、百円玉と十円玉で返金します。

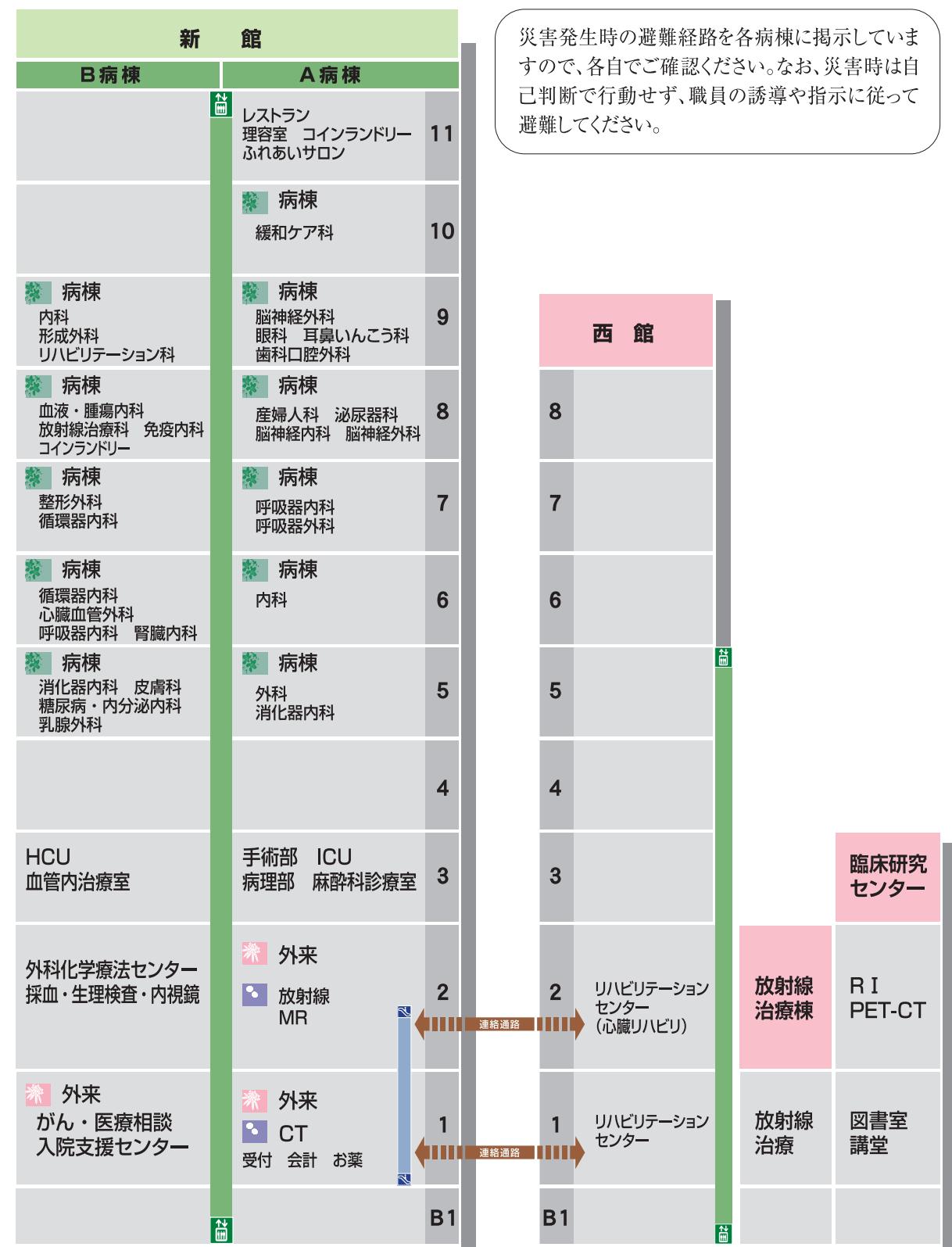
ふれあいサロン

新館11階 図書コーナーもありますので
自由に本を閲覧することができます。

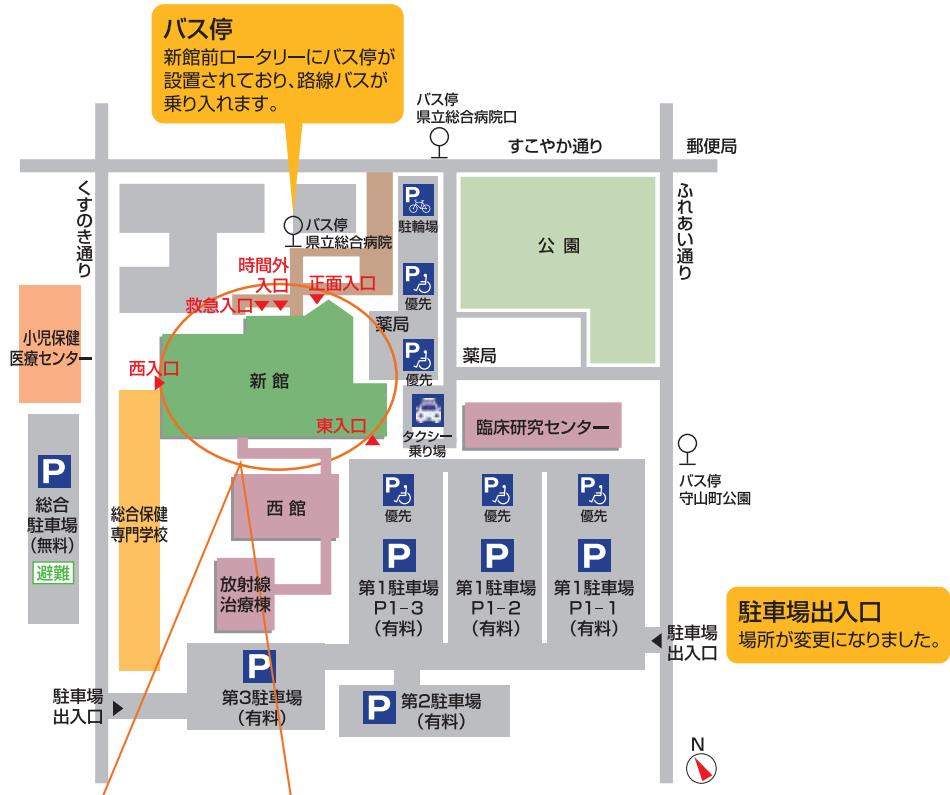
ポスト

新館東入口

フロア案内図



病院内の平面概略図



拡大図(新館1階)



身体障害者用駐車スペース 災害時の院外避難場所

交通のごあんない



■JR琵琶湖線

守山駅からバスで約10分

■JR湖西線

堅田駅からバスで約40分

■名神高速道路

栗東I.C.から約15分



滋賀県立総合病院は日本医療機能評価機構の認定病院です

当院は、財団法人日本医療機能評価機構による病院機能評価の審査を受け、その認定基準を達成しているものと評価をいただき、認定証の交付を受けております。

今後も、安心と満足と信頼の得られる、より質の高い医療サービスの提供を目指して、病院機能の改善・向上に努めて参ります。

滋賀県立総合病院

Shiga General Hospital



〒524-8524 滋賀県守山市守山五丁目4番30号 電話 077-582-5031
ナビダイヤル番号 0570-00-5031